

監査結果に基づく措置通知

令和3年度財政援助団体等監査

さぬき市監査委員

令和3年度財政援助団体等監査結果一覧

結果No.	区分	項目	団体	所管課	ページ
1	指導注意事項	観光協会の自立運営について	一般社団法人 さぬき市 観光協会	建設経済部 商工観光課	P2.3
2	指摘事項	地区補助金の見直しについて			P4
3	指導注意事項	経営戦略の見直しについて	社会福祉法人 さぬき市 社会福祉協議会	健康福祉部 福祉総務課 長寿介護課	P5
4	検討事項	指定管理施設の老朽化対策について			P6

監査結果（財政援助団体等監査）に基づく措置通知

指摘又は意見等

監査年度	2021（令和3）	年度	結果No.	1
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	観光協会	
指摘・意見等の項目	観光協会の自立運営について			
指摘・意見等の内容	<p>任意団体として活動していたさぬき市観光協会は、令和元年10月に一般社団法人さぬき市観光協会に移行し、旧5町ごとに行っていた支部制を廃止するなどした。それに伴い、観光協会本体での収支管理を行うように変更しており、徐々に改革に取り組んでいるところである。しかし、収入の多くは市からの補助金等で賄っており、法人設立から3年目になるが、自立運営ができているとは言い難い。今後は、組織体制を整えつつ、早期に自立運営が可能となるよう、独自のイベントなどによる収益事業にも取り組むことが望まれる。</p> <p>また、市外からの観光目的の交流人口を増加させることが、市の観光事業の推進に繋がることから、県外への特産物等のPR活動や、市外に対する観光客誘致施策を積極的に進めることを期待する。</p>			

指摘又は意見等に対する措置

措置通知日	令和4年3月28日
所属課等 (対象組織)	建設経済部商工観光課 (一般社団法人さぬき市観光協会)
措置結果	<p>本市に限らず、「観光協会」の事業収入源としては、主に①物販サービス事業②施設運営管理事業（観光施設や観光案内所の運営委託等）③旅行商品販売事業（着地型旅行商品の販売等）が挙げられる。</p> <p>集客力の大きいエリアでは、①②による収入割合が高い傾向にあるが、本市では、平成28年度から県内外のアンテナショップ等において、物販に取り組んでいる。また、昨年度から、観光振興業務委託の一環として、「地域資源を活用した体験型プログラム造成」を委託しており、「さぬきバル」という新たなイベントを立ち上げるなど③への取組みに着手し</p>

たところである。

いずれの取組みもコロナ禍において、県外への移動・実施規模の制限などにより、大きな収入は見込めず、現在は自立した運営には至っていない。

今後の安定的な収入による自立運営を目指し、ホームページを活用したオンラインでの物販、ふるさと納税返礼品（特産品詰合せ）の出品等新たな収益事業について、観光協会とともに検討を進めている。

監査結果（財政援助団体等監査）に基づく措置通知

指摘又は意見等

監査年度	2021（令和3）	年度	結果No.	2
監査結果の区分	指摘事項	対象組織	建設経済部 商工観光課	
指摘・意見等の項目	地区補助金の見直しについて			
指摘・意見等の内容	<p>観光協会を通じて実施している各地区の行事等への補助金については、旧町から行っている地域イベントに対して支出しているものが多く見受けられる。合併後、20年が過ぎようとしており、さぬき市として、観光協会が主体となって行う観光事業と市が地域活性化のために行う補助事業について、地区補助金の事業内容により事業主体の見直しを図る必要がある。</p> <p>今後、市は、観光協会と連携を強化しつつ、適切な支援を行い、観光協会の組織充実と活性化につなげられる施策に取り組むよう期待するものである。</p>			

指摘又は意見等に対する措置

措置通知日	令和4年3月28日
所属課等 (対象組織)	建設経済部商工観光課 (一般社団法人さぬき市観光協会)
措置結果	<p>現在、コロナ禍において、イベントの多くは開催を見送っている状況であるが、一部のイベントについては、地域の担い手が不足し、アフターコロナであっても再開は困難なものも発生している。</p> <p>また、再開後には、イベント来場者が安心して参加できる新しい様式でのイベントにすることが求められるため、従来とは異なる様式となり、そのための経費・人的負担が必要となる。</p> <p>文化・歴史の伝統継承の観点から助成を行ってきた地域イベントについては、これまでも市の関係課へ事業主体を移管するなどの見直しを一部行ってきたが、調整がいないものも残っている。</p> <p>今後は、それら未調整の地域イベントも含めて、市が事業主体となるべきものであるかどうか、市の既存助成制度への移管が可能かなど、補助制度の在り方について、観光協会と協議の上、検討を進めていく。</p>

監査結果（財政援助団体等監査）に基づく措置通知

指摘又は意見等

監査年度	2021（令和3）	年度	結果No.	3
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	社会福祉協議会	
指摘・意見等の項目	経営戦略の見直しについて			
指摘・意見等の内容	<p>社会福祉協議会は、在宅福祉サービス中心の介護度が低い介護保険事業を行っており、介護報酬の改定による通所介護事業の単価の引き下げなどにより、厳しい経営を迫られている。また、社会福祉協議会は特別養護老人ホーム等を保有しておらず、重度介護者が入所できる施設がないため、多角的に運営している市内の事業者と比較した場合、不利な経営環境にある。</p> <p>社会福祉協議会としては、大川の通所介護事業所や福祉用具貸与事業の廃止を行うなど、事業再編を進めているが、今なお財務状況の改善には至っていない。</p> <p>事業の統廃合だけで経営を改善することは難しいと承知しているが、民間事業所の経営手法も参考にしつつ、より一層経営戦略の見直しを進め改善を図ってほしい。</p>			

指摘又は意見等に対する措置

措置通知日	令和4年1月26日
所属課等 (対象組織)	健康福祉部福祉総務課 (社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会)
措置結果	<p>令和3年度において、経営改善を主体とした本会第3期発展・強化計画を策定しており、計画期間としては、さぬき市の指定管理が終了する令和7年度までの4か年としている。</p> <p>この計画の中で、本会の使命・経営理念を明確化し、経営・事業体制の強化を図るべく、経費削減はもとより、事業の統廃合、本会所有施設の有効活用、新規事業の開発などを実施し、財務状況の改善を図ることとしている。</p> <p>また、さぬき市から指定管理を受託している施設等については、市と協議を行い、今後の事業継続又は廃止等の方向性について検討を行う。</p>

監査結果（財政援助団体等監査）に基づく措置通知

指摘又は意見等

監査年度	2021（令和3）	年度	結果No.	4
監査結果の区分	検討事項	対象組織	健康福祉部長寿介護課	
指摘・意見等の項目	指定管理施設の老朽化対策について			
指摘・意見等の内容	<p>社会福祉協議会から、「市から指定管理を受けている日盛の里、行基ハイツ等の高齢者福祉施設の老朽化が大きな課題となっている。」との意見があった。30万円以上の修繕については主に市の負担で行っているが、社会福祉協議会として行うそれ以外の修繕も多数発生しており、建物の維持管理費が負担となっている。</p> <p>今後、市有財産である施設を有効に活用していくためには、適切な施設管理が必要である。市としても、長期的な視点で計画的に施設の改修や修繕を検討されたい。</p>			

指摘又は意見等に対する措置

措置通知日	令和4年1月31日
所属課等 (対象組織)	健康福祉部長寿介護課 (社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会)
措置結果	<p>さぬき市社会福祉協議会に令和3年度から令和7年度まで指定管理を委託している高齢者福祉施設等については、当該協議会が行っている高齢者福祉事業等の経営状況などから事業の方向性を考慮しつつ、大規模改修は、利用状況から長期的・計画的な改修の有無も含めて検討する。</p> <p>また、簡易なものや低額なものについては、緊急性、必要性を当該協議会と協議し、修繕を実施する。</p>